

イエローカードB

(主に経口感染等の細菌等)

対象となる特定病原体等

・イエローカード用特定病原体等リストBに該当するもの

考えられる被害：

病原体が主に口から入ることによる感染・発症

運搬車両に火災発生の場合は、速やかに消防へ119番通報。
容器が燃え尽きれば、中身の病原体は死滅するため、問題はない。

ビニール手袋を装着してから、運搬容器の状態(外観)を確認すること。

外観に漏洩等の異常あり ⇒ ①～③へ連絡し、以下の手順で対応
(外観に異常なし ⇒ ①、②へ連絡し、対応する。)

- ① 警察へ110番通報
- ② 荷送り人へ連絡
- ③ 結核感染症課 * (直通03(3595)3097)

- ・マスクを装着する。
- ・消毒剤を、容器及びその周囲に散布する。
- ・シートで運搬容器を覆い、飛散防止を行う。
- ・ロープ等により、周囲の者が立入らないようにする。

* 結核感染症課は、必要に応じて専門家を派遣する。